

担当部署: 都市建設課

処分の概要	測量標の使用の承認(公共測量)
法 令 名 根 拠 条 項	測量法 第39条において準用する第26条
法令番号	昭和24年法律第188号

## 【基準】

準用する法第26条の規定による。

(測量標の使用)

第26条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

標準処理期間

30日

備考